

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	特定非営利活動法人の合併の認証
根拠法令(例規)及び条項	特定非営利活動促進法第 34 条 3 項
法令(例規)番号	平成十年法律第七号
関 係 条 項	同法第 10 条、第 12 条、第 34 条第 5 項
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	<p>(合併手続)</p> <p>第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。</p>
	審査基準未設定理由
標 準 処 理 期 間	3 カ月間
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	設立の認証
根拠法令(例規)及び条項	特定非営利活動促進法第 10 条
法令(例規)番号	平成十年法律第七号
関 係 条 項	同法第 12 条
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	<p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	3 か月間
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	定款の変更の認証
根拠法令(例規)及び条項	特定非営利活動促進法第 25 条 3 項
法令(例規)番号	平成十年法律第七号
関 係 条 項	同法第 25 条 5 項、同法第 10 条 2 項及び第 3 項並びに第 12 条
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	<p>3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。                  二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。                  三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。                  イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）                  ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体                  四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの                  イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	3 か月間
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	動物の飼養又は収容の許可
根拠法令(例規)及び条項	化製場等に関する法律第 9 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 23 年 7 月 12 日法律第 140 号
関係条項	化製場等に関する法律施行令第 1 条及び第 2 条、北海道化製場等に関する法律施行条例第 2 条、北海道化製場等に関する法律施行細則第 2 条
所管課係名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>化製場等に関する法律施行令第 1 条及び第 2 条、北海道化製場等に関する法律施行条例第 2 条、北海道化製場等に関する法律施行細則第 2 条で定める基準とする。</p> <p><b>【化製場等に関する法律施行令】</b>  (法第九条第一項の政令で定める動物の種類)  第一条 化製場等に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 牛</li> <li>二 馬</li> <li>三 豚</li> <li>四 めん羊</li> <li>五 やぎ</li> <li>六 犬</li> <li>七 鶏(三十日未満のひなを除く。)</li> <li>八 あひる(三十日未満のひなを除く。)</li> <li>九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物</li> </ol> <p>(法第九条第六項の政令で定める施設)  第二条 法第九条第六項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)に規定する家畜市場</li> <li>二 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)に規定する競馬場</li> <li>三 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる施設で前条各号に掲げる種類の動物を飼養し又は収容するもの</li> </ol> <p><b>【北海道化製場等に関する法律施行条例】</b>  (化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請)  第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p>

		<p>(2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の所在地</p> <p>(3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別</p> <p>(4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備</p> <p>(5) 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法</p> <p>(6) 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別</p> <p>(7) 埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域の面積</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備、埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつてはその区域及び化製場又は死亡獣畜取扱場の周辺の区域の状況を明らかにした図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p><b>【北海道化製場等に関する法律施行細則】</b>  (死亡獣畜取扱場外における処理の許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第2項ただし書の規定による許可の申請は、別記第1号様式の申請書によってしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 処理場所を示す図面</p> <p>(2) 処理場所の周囲300メートル以内の見取図</p> <p>(3) 処理する死亡獣畜の種類、性別、年齢、毛色及び特徴を記載した書類</p> <p>(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>	
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	騒音発生施設等の設置等の制限の期間の短縮	
根拠法令(例規)及び条項	北海道公害防止条例第 44 条第 2 項	
法令(例規)番号	昭和 46 年 10 月 21 日条例第 38 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生活環境課環境係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ⊕：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	1 日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	解散の認定
根拠法令(例規)及び条項	特定非営利活動促進法第 31 条 2 項
法令(例規)番号	平成十年法律第七号
関 係 条 項	同法第 31 条第 3 号
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	基 準
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの <input checked="" type="radio"/> ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	日
備 考	